(c)　同章第Ｂ節（運用上の証明手続）の規定の対象となる運用上の証明手続を簡素化するための協力を円滑にし、及び措置を特定すること並びに他の地域的及び国際的な貿易協定の最良の慣行を考慮しつつ、当該運用上の証明手続をより透明性があり、予見可能性があり、及び標準化されたものとすること。

4　第四章（税関手続及び貿易円滑化）の規定に関し、物品に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a)　同章の規定の実施を監視すること。

(b)　同章の規定の効果的なかつ一貫した運用（同章の規定の解釈及び適用並びに同章に関する協力の促進を含む。）について検討し、及びＲＣＥＰ合同委員会に対して適当な勧告を行うこと。

(c)　第四・二十一条（実施措置）に定める実施措置を監視すること。

5　第五章（衛生植物検疫措置）の規定に関し、物品に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a)　同章の規定の実施を監視すること。

(b)　科学的又は技術的な問題が関係する場合には関連する専門家と協議しつつ、相互に関心を有する衛生植物検疫上の事項について検討すること。

(c)　第五・十三条（協力及び能力開発）の規定に基づく協力を円滑にすること（適当な場合には二国間の、地域的な又は多数国間の作業計画と調整することを含む。）。

6　第六章（任意規格、強制規格及び適合性評価手続）の規定に関し、物品に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a)　同章の規定の実施を監視すること。

(b)　第六・九条（協力）の規定に基づく協力を円滑にすること。

(c)　協力の促進のために相互に合意する優先分野を特定すること。

(d)　適合性評価の結果及び強制規格の同等性の受入れを円滑にするため、科学的又は技術的な問題が関係する場合には関連する専門家と協議しつつ、適当な場合には、相互に合意する優先分野における作業計画を作成すること。

(e)　作業計画の進捗を監視すること。

(f)　第六・十三条（実施取決め）の規定に基づいて作成された二国間又は複数国間の取決めを監督すること。

7　第七章（貿易上の救済）の規定に関し、物品に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a)　同章の規定の実施を監視すること。

(b)　他の締約国の貿易上の救済に関する法令、政策及び慣行についての締約国の知識及び理解を促進すること。

(c)　貿易上の救済に関する事項について責任を有する締約国の当局の間の協力を促進すること。

(d)　締約国が必要と合意したその他の事項について協力すること。

サービス及び投資に関する委員会

8　第十八・六条（ＲＣＥＰ合同委員会の補助機関）1(b)の規定に基づいて設置されるサービス及び投資に関する委員会の任務には、他の関連する補助機関の活動を監督し、及び調整すること並びに次に掲げる章の規定の下で生ずる事項又はこれらの規定の実施若しくは運用に関する事項について検討することを含む。

(a)　第八章（サービスの貿易）

(b)　第九章（自然人の一時的な移動）

(c)　第十章（投資）

9　第八章（サービスの貿易）の規定に関し、サービス及び投資に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a)　同章の規定の実施及び運用を監視し、及び検討すること。

(b)　第八・十二条（移行）及び第八・十三条（特定の約束に係る表の修正）に定める任務を遂行すること。

(c)　サービスの貿易を一層促進するための協力を円滑にし、及び措置を特定すること。

10　第十章（投資）の規定に関し、サービス及び投資に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a)　同章の規定の実施を監視すること。

(b)　第十・十八条（作業計画）の規定に基づいて定められた作業計画を実施すること。

(c)　投資を一層促進するための協力を円滑にし、及び措置を特定すること。

11　各締約国は、サービス及び投資に関する委員会に対し、サービスの貿易及び投資に関する新たな措置又は政策に関する最新の情報を提供する。

持続可能な成長に関する委員会

12　第十八・六条（ＲＣＥＰ合同委員会の補助機関）1(c)の規定に基づいて設置される持続可能な成長に関する委員会の任務には、次に掲げる章の規定の下で生ずる事項又はこれらの規定の実施若しくは運用に関する事項について検討することを含む。

(a)　第十四章（中小企業）

(b)　第十五章（経済協力及び技術協力）

13　第十四章（中小企業）の規定に関し、持続可能な成長に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a)　同章の規定の実施を監視すること。

(b)　締約国間の中小企業に関する協力を円滑にするための方法について討議すること。

14　第十五章（経済協力及び技術協力）の規定に関し、持続可能な成長に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a)　第十五・五条（作業計画）の規定に基づく作業計画及びその実施の仕組みを作成し、及び調整すること。

(b)　報告書（それぞれの活動についての最終完了報告書を含む。）を作成するために、一又は二以上の実施する締約国と調整すること。

(c)　作業計画の全般的な有効性及びこの協定の実施への貢献を評価するために作業計画の実施を監視し、及び評価すること。

(d)　経済協力及び技術協力に関する活動並びに関連する問題について効果的な連絡及び調整を確立し、及び維持するため、他の委員会その他の補助機関と協力すること。

ビジネス環境に関する委員会

15　第十八・六条（ＲＣＥＰ合同委員会の補助機関）1(d)の規定に基づいて設置されるビジネス環境に関する委員会の任務には、次に掲げる章の規定の下で生ずる事項又はこれらの規定の実施若しくは運用に関する事項について検討することを含む。

(a)　第十一章（知的財産）

(b)　第十二章（電子商取引）

(c)　第十三章（競争）

(d)　第十六章（政府調達）

16　第十一章（知的財産）の規定に関し、ビジネス環境に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a)　同章の規定の実施及び運用を監視すること。

(b)　締約国間の協力を円滑にするための方法について討議すること。

(c)　知的財産権につき、法令、制度その他相互に関心を有する事項に関する情報を交換すること。

17　第十二章（電子商取引）の規定に関し、ビジネス環境に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a)　同章の規定の実施を監視すること。

(b)　第十二・十六条（電子商取引に関する対話）の規定に従って活動を行うこと。

(c)　締約国間におけるデジタル経済に関する協力を円滑にするための方法について討議すること。